

○国北参第1－6号

北海道特定特別総合開発事業推進費取扱要領を次のように定める。

平成20年4月1日

国土交通省北海道局長

改正平成25年5月15日国北参第9号

改正平成27年4月9日国北参第3号

北海道特定特別総合開発事業推進費取扱要領

1 目的

北海道総合開発計画の推進に際しては、特に重点的、総合的、先行的に実施することが適切な施策を明らかにし、時々々の情勢変化を勘案して、柔軟かつ機動的に事業を実施するため、公共事業・非公共事業を問わず事業間の連携を進め、特定分野の重点化を図ることが重要であることにかんがみ、北海道特定特別総合開発事業推進費（以下「北海道特特推進費」という。）の使用等に係る基準を定め、北海道の開発を総合的に推進することを目的とする。

2 通則

北海道特特推進費の使用等に関しては、財政法（昭和22年法律第34号）その他の法令に定めるもののほか、この要領によるものとする。

3 対象地域

北海道特特推進費を使用する地域は、北海道の区域とする。

4 特定の特別総合開発事業

- (1) この要領において、「特定の特別総合開発事業」とは、北海道総合開発計画を推進するに当たって、各年度において、特に重点化を図り事業間の連携を進めることにより、総合的な効果を一体的に発揮すると認められる特定の事業をいう。
- (2) 特定の特別総合開発事業は、原則として次の事業を複数含む複合的・一体的な事業でなければならない。
 - イ 公共事業関係費に係る事業
 - ロ 公団、事業団、地方公共団体等、地方公社及び公益企業が実施する公共的な建設事業
 - ハ 特定の特別総合開発事業の効果発揮に不可欠な国及び地方公共団体等の制度、計画等の事業
 - ニ 民間事業者の能力を活用して実施する特定施設の整備を行う事業
 - ホ 民間資金等の活用により公共施設等の整備等を行う事業

5 推進対象事業

- (1) この要領で「推進対象事業」とは、北海道特特推進費を配分する対象となる事業をいう。
- (2) 特定の特別総合開発事業に含まれる事業を推進することにより、当該特別総合開発事業全体の効果の発揮に大きく寄与すると認められるときは、当該事業を推進対象事業とすることができるものとし、原則として、次のように取り扱うものとする。
 - イ 複数の事業を推進対象事業とすることができるものとする。
 - ロ 継続施行中の事業を推進対象事業とする。
 - ハ 用地費及び補償費は、北海道特特推進費の対象としない。
- (3) 推進対象事業は、公共事業関係費（ただし、災害復旧等事業費及び維持管理に係る事業費を除く。）に係る事業とする。

6 北海道特特推進費の配分

北海道特特推進費の配分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 同一の特定の特別総合開発事業に係る同一事業への北海道特特推進費の配分は原則として、当年度限りとする。
- (2) 推進対象事業に配分する額は、特定の特別総合開発事業を推進する効果が明確に認められる程度の額とする。
- (3) 北海道特特推進費に係る国庫補助・負担率は、北海道の区域において適用される当該事業種目の国庫補助・負担率に従う。

7 その他

- (1) 国土交通省は、北海道特特推進費の効果的運用を図り、併せて特定の特別総合開発事業の選定過程の透明性を確保するため、関係行政機関等との協議を踏まえ、次年度予算の概算要求前までに次年度以降の特定の特別総合開発事業のテーマを選定し、当該事業の推進に関する方針を策定するものとする。
なお、当該事業の推進に関する方針を変更しようとするときは、速やかに関係行政機関等と協議しなければならない。
また、国土交通省は、関係行政機関等との協議を踏まえ、北海道特特推進費の配分を行うものとする。
- (2) 北海道特特推進費の配分を要求する者は、別に定める要求書を国土交通省に提出しなければならない。
- (3) 推進対象事業の実施を所管する省は、北海道特特推進費の移替え又は繰入れ等が行われた後、推進対象事業の内容又は事業費を変更しようとするときは、国土交通省の了承を得なければならない。
- (4) 推進対象事業の実施を所管する省は、事業完了後、その実施状況を国土交通省に報告しなければならない。
- (5) この要領に定めるもののほか、この要領の運用のために必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成25年5月15日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成27年4月9日から施行する。